

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
グループホームたまだいら 重要事項説明書

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

担当 管理者 森田 智也

電話 042-589-3668 (原則午前9時から午後5時までにお願ひします)

FAX 042-589-3669 (随時受け付けております)

2 事業所の概要

(1) 名称・所在地

名称	グループホームたまだいら
所在地	東京都日野市多摩平二丁目13番14号
介護保険事業者番号	1373501327

(1) 職員体制

職種	常勤	業務内容	資格
管理者	1名 (介護職兼務)	管理業務 介護業務	介護支援専門員 介護福祉士
計画作成担当者	1名 (介護職兼務)	共同生活介護サービス計画作成 介護業務	初任者研修 (ヘルパ°-2級含む)
介護従事者	3名以上	介護業務	その他

(2) 入居定員

1ユニット：9名

(3) 設備の概要

- ①設備の概要 木造 1階 129.18 m²、2階 147.61 m²
- ②居室の数と面積 9室 1室あたり平均9.00 m² (収納部分 0.93 m²は)
- ③トイレの数 6箇所
- ④浴室 1箇所
- ⑤食堂・居間 43.05 m²
- ⑥電話と種類 子機付き電話機
- ⑦自動車の台数 1台
- ⑧消防設備 (火災通報装置・スプリンクラー等)

3 サービスの内容

(1) 認知症対応型共同生活介護サービス計画書及び介護予防認知症対応型行動生活介護サービス計画書の作成

介護保険法に基づき、利用者の心身状態に合った「認知症対応型共同生活介護サービス計画書及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービス計画書」を策定し、計画書に沿った内容で援助を行います。

(2) 入浴

利用者の希望や身体状況に応じて実施します。

(3) 排泄

利用者の自立を支援し、身体能力を最大限活用した援助を行います

(4) 食事

食材購入から調理まで、利用者の参加を促し、共に食事作りができるよう計画します

(5) 健康管理

定期検診を実施するほか、主治医の診察や訪問看護ステーションの来訪、その他協力医療機関と連携をして健康状態の維持・管理を行います。

訪問看護ステーションの具体的なサービスは下記の通りとなります。

①利用者に対する日常的な健康管理

②通常時及び利用者の状態悪化時における主治医との連絡調整

尚、外部受診の必要が生じた場合は、原則身元保証人の対応とさせていただきます。身元保証人対応が難しい場合は、ご相談に応じます。但しその場合は、受診・通院にかかる全ての交通費等は実費負担となります。

(6) 利用者の身体状況の重度化及び看取りに対する対応

利用者及び身元保証人の同意のもと別紙「重度化した場合（看取り）の対応に係る指針」に基づき主治医及び協力医療機関・訪問看護ステーションと連携し、身体的状況の重度化への対応及び看取り介護を行います。

4 料金

- (1) 基本分（介護報酬分）※「重要事項説明書（別紙：介護費）」参照
基本分（介護報酬分）に関しては、介護保険料改正時に変更となります。
- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| (2) 食事・飲料費（日額） | 1, 100円 |
| (3) 光熱水費 ※1（月額） | 21, 290円 |
| (4) 家賃 ※2（月額） | 76, 000円 |
| | （生活保護受給中は69, 800円） |
| (5) オムツ代 | 実費 |
| (6) 理美容代 | 実費 |
| (7) 共益費 ※3 | 15, 200円 |
| (8) 趣味活動の材料費 | 実費相当 |
| (9) レクリエーション材料費 | 実費相当 |
| (10) 健康管理費（インフルエンザ予防接種に係わる費用等） | 実費相当 |
| (11) 行政手続きの代行にかかる交通費（往復） | 実費 |
| (12) 受診・通院にかかる費用（交通費） | 実費 |
| (13) 退所時にかかるハウスクリーニング費 | 実費 |

※1 入・退所、入院及び外泊等により、当該居室の使用がなかった場合は日割り計算とし、1日700円になります。

※2 入・退所に際し日割り計算を行うときは1日2,500円とし、生活保護受給中は2,300円になります。

入院及び外泊等により、当該居室の使用がなかった場合でも、入所契約が継続しており、当該居室が利用者のために確保されている期間に関しましては、継続的に家賃・をご負担いただきます。

※3 入・退所、入院及び外泊等により、当該居室の使用がなかった場合は日割り計算とし、1日500円になります。

（共益費内訳）共有の新聞・雑誌類、建物維持管理費等、利用者用の自動車に係る諸経費（ガソリン代等）

5 当ホームの特徴

(1) 社会福祉法人マザアスの基本理念

「社会福祉法人マザアス」はわが国における高齢者福祉の分野において、地域社会の福祉を推進することを目的に設立しました。

マザアスは母 (Mother) のような愛と大地 (Earth) のような堅固さと包容力を持ち、古来黄金律として知られた「何事でも人々からしてほしいと望むことは、人々にもそのとおりにせよ」を基本概念としてあげます。

この理念に基づいて、高齢者の福祉ニーズの充実を図りつつ、利用者の自立を助け、生きる価値の追求による自己実現を促します。こうして福祉の働きを通して、人間存在の尊厳を認め合い、自己も他者も相互に尊重され、温かく活きた人間関係に基づく、共に生きる社会の創造をめざします。

(2) 自立支援に着目したアセスメントツールの使用

利用者の生活の基本となる「介護サービス計画」作成にあたり、アセスメントツールを使用することで、自立支援に基づいた介護サービス計画の見直しや評価を行います。

(3) ホームづくり

利用者、家族と地域の支援を得ながら、一体となって温かいホームづくりに励みます。

(4) 身体拘束その他行動制限

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

事業者はサービスの提供に当たり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢や上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣(つなぎ)を着せる、車椅子にテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外からカギをかける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。

事業者が、前項により利用者の行動を制限せざるを得ない場合は、利用者及び身元保証人に対し事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(5) 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待を防止するための従業員に対する研修を実施します。

事業者は、サービス提供中に当該事業所従事者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報します。

事業者は、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(6) 衛生管理等

サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し常に衛生管理に留意します。事業者は従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

事業者は感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

6 ホーム利用の留意事項

(1) 面会

午前10時～午後7時

※ただし、この時間外となる場合は、ホームへご連絡・ご相談下さい。

(2) 外出・外泊

健康上の異常がなければ自由です。事前に連絡をお願いします。

(3) 金銭管理

必要に応じて事業所で立て替えし後日請求させていただきます。

また、個人でお持ちになる金銭等の管理は致しませんのでご了承下さい。

(4) 持ち込み品

居室には備え付けのクローゼットが設置されていますが、居室に入るものであれば、馴染みのある家具などをお持ち下さい。ただし、針やはさみ等危険と判断される場合や衛生管理が困難な食品はお持ち帰り頂く場合もあります。

*所持品の保管は、原則として利用者本人で管理していただきます。

(5) 夜間及び深夜の時間帯

夜間及び深夜の時間帯（21：00～6：00）は、防犯上出入口を施錠いたします。

(6) 居室の変更

事業所は、利用者本人及び他利用者の生活状況及び介護サービス提供における質の維持向上を鑑み、必要があると認められる場合には、利用者もしくは身元保証人と協議をした上、利用者が居住する居室を変更することがあります。

7 緊急時の対応

利用者の健康上の急変があった場合は、主治医に連絡の上、指示を仰ぎ必要な措置を講ずるほか、身元保証人に速やかに連絡します。緊急時には救急車で対応を原則としますので、身元保証人には医療機関との連絡窓口をお願いします。

8 事故発生時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合には、身元保証人・市・関係医療機関等への連絡を行う等、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

9 感染症や災害など非常発生時への備え

- (1) 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、非常時に備え非常災害用設備を備え、常に有効に保持するよう努めます。
- (2) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施します。
- (3) 火災や地震等の災害が発生した場合は、利用者の安全第一を優先に迅速適切な対応に努めます。
- (4) 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう業務継続に向けた計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらについて研修及び訓練を実施します。

10 運営推進会議の設置

当ホームでは、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置しています。

- ・ 構成員：利用者、身元保証人、利用者の親族、民生委員、市及び地域包括支援センター職員、地域住民等
- ・ 開催頻度：2ヶ月に1回
- ・ 会議録：参加者、内容、評価、要望、助言等について記録し公表します。

11 連携機関

当ホームでは、下記の機関と連携しています。

- ・ 医療法人社団緑のこころ 南平山の上クリニック
〒191-0041 東京都日野市南平8丁目4番26号
- ・ 医療法人社団のぞみの朋 日野のぞみクリニック
〒191-0041 東京都日野市日野本町2丁目14番9号三浦レジデンス105
- ・ 日野市医師会訪問看護ステーション
〒191-0062 東京都日野市多摩平3丁目1番12号
- ・ 医療社団法人豊倉会 高幡台歯科医院
〒191-0042 東京都日野市程久保650-76
- ・ 社会福祉法人マザアス マザアス日野
〒191-0024 東京都日野市万願寺1丁目16番1号

12 サービスについての相談・苦情対応

当ホームのサービスに関するご利用者・身元保証人及び関係者からの要望・相談・苦情などは下記により受け付けています。

(1) 当ホームの苦情受付対応

苦情受付担当者 管理者 森田智也 電話 042-589-3668

(2) 社会福祉法人マザアス マザアス日野

苦情解決責任者 施設長 木下菜摘 電話 042-582-1661

(3) 日野市役所健康福祉部介護保険課介護給付係 電話 042-514-8519

(4) 東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口 電話 03-6238-0177

13 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人マザアス
代表者役職・氏名	理事長 衣川 輝夫
本部所在地・電話	東久留米市氷川台 2-5-7 042-477-7261

定款に定めた事業

1. 特別養護老人ホーム
2. 短期入所生活介護施設
3. 訪問介護
4. 通所介護
5. 認知症対応型共同生活介護
6. 居宅介護支援事業
7. 小規模多機能型居宅介護事業
8. 介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業・第1号通所事業

施設・拠点

特別養護老人ホーム	3ヶ所
短期入所生活介護	3ヶ所
訪問介護	2ヶ所
通所介護	4ヶ所
認知症対応型共同生活介護	4ヶ所
居宅介護支援事業所	2ヶ所
地域包括支援センター	2ヶ所
小規模多機能型居宅介護	3ヶ所

指定認知症対応型共同生活介護および指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面で重要な事項について説明を行い交付しました。

事業者

所在地 東京都日野市多摩平二丁目13番14号
名称 グループホームたまだいら
説明者氏名 森田智也 印

年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護サービスおよび介護予防認知症対応型共同生活介護サービスについての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住所

氏名 印

代筆者 印

身元保証人

住所

氏名 印

(続柄)

重要事項説明書（別紙：介護費）

令和6年4月介護保険法改正に伴う料金改正

(1) 基本介護費（介護報酬告示額）1日当り *1

介護区分	利用料（単位数）		自己負担額 1割負担
要支援2	8,127円	(761)	813円
要介護1	8,170円	(765)	817円
要介護2	8,554円	(801)	856円
要介護3	8,800円	(824)	880円
要介護4	8,981円	(841)	899円
要介護5	9,174円	(859)	918円

(2) 加算

	加算項目	利用料（単位数）		自己負担額	頻度
				1割負担*2	
全介護区分対象	初期加算 (1ヶ月以上入院し再入居した際にも加算)	320円	(30)	32円	1日
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	234円	(22)	24円	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	192円	(18)	20円	
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	64円	(6)	7円	
	医療連携体制加算（Ⅰ）ハ	395円	(37)	40円	1月
	協力医療機関連携加算*2	1,068	(100)	107円	
	協力医療機関連携加算*3	427	(40)	43円	
	新興感染症等施設療養費*4	2,563	(240)	257	5日
	栄養管理体制加算	320円	(30)	32円	1月
	科学的介護推進体制加算	427円	(40)	43円	1月
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）*5	18.6%			
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	17.8%			
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	15.5%			
	介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	12.5%			
対象者の	認知症加算（Ⅰ）	32円	(3)	4円	1日
	認知症加算（Ⅱ）	42円	(4)	5円	
	若年性認知症利用者受け入れ加算	1,281円	(120)	129円	
	看取り加算				6日
	死亡日以前31日～45日	768円	(72)	77円	
	死亡日以前4日～30日	1,537円	(144)	154円	
	死亡日前日及び前々日	7,262円	(680)	727円	
	死亡日	13,670円	(1,280)	1,367円	
入院時費用*6	2,627円	(246)	263円	6日	
退去時相談援助加算	4,272円	(400)	428円	1回	
退去時情報提供加算	2,670円	(250)	267円	1回	

*1：厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスである時は、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。上記の金額は地域係数（日野市＝3級地 10.68）の関係で多少の誤差が生じる場合もあり、目安として記載してあります。

2割負担は表記金額の2倍、3割負担は3倍が目安金額になります

- *2: 協力医療機関が、①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している場合に算定致します。
- *3 上記（*7）以外の協力医療機関と連携している場合に算定致します。
- *4: 新興感染症のパンデミック発生時等において、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した利用者を事業所内で療養された場合に算定致します。
- *5: 介護職員処遇改善加算は、介護報酬告示額（1）（2）の該当する単位数を合計した介護報酬総単位数×それぞれ提示されているパーセントが単位数となり、この単位数に日野市の地域係数 10.68 をかけた数値が利用料となります。
- *6: 入院後 3 ヶ月以内に退院が見込まれる利用者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合に 1 ヶ月に 6 日を限度として算定致します。

指定認知症対応型共同生活介護および指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に当たり、利用者に対して本書面で重要な事項について説明を行い交付しました。

事業者

所在地 東京都日野市多摩平二丁目 1 3 番 1 4 号
 名称 グループホームたまだいら
 説明者氏名 森 田 智 也 印

年 月 日

私は、本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護サービスおよび介護予防認知症対応型共同生活介護サービスについての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住所
 氏名 印
 代筆者 印

身元保証人

住所
 氏名 印

(続柄)